

ぎふ旅コイン 加盟店募集要項

2021年8月17日

ぎふ旅コイン事務局

1. 事業の趣旨

- ・ 本事業は、岐阜県、(一社)岐阜県観光連盟及び(一社)岐阜県旅行業協会が行う、県内宿泊・旅行等料金割引キャンペーン、「ほっと一息、ぎふの旅」県民割引キャンペーン(以下「キャンペーン」という。)にあわせて実施する、土産品店等で利用することができる電子観光クーポン事業(以下「ぎふ旅コイン」という。)です。
- ・ 本事業は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている観光産業の早期回復を図ることを目的として実施します。また、非接触により新型コロナウイルスの感染防止策を図るとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進するため、スマートフォンの専用アプリケーションにより、登録店舗に設置するQRコードを読み取る方式で実施します。
- ・ 「ぎふ旅コイン」を含むキャンペーンの実施は、新型コロナウイルス感染症の県内及び近隣県や全国の感染状況等を踏まえ、総合的に判断します。なお、実施期間中であっても感染拡大によりキャンペーンを停止する場合があります。
- ・ 実施にあたっては、県民及び参画事業者は国または県等が定める新型コロナウイルス感染防止対策を遵守していただきます。

2. 「ぎふ旅コイン」について

I. 事業概要

事業名称	ぎふ旅コイン
発行者	ぎふ旅コイン事務局
利用条件	キャンペーンを利用して県内に宿泊する旅行者及び募集企画型の日帰り旅行に参加する者に対し、次のとおり2,000円分のポイント(以下「コイン」という。)を付与する 〔宿泊の場合〕 1人1泊あたり 2,000コイン(1泊あたり4,001円以上の旅行に限る) 〔日帰りの場合〕 1人あたり 2,000コイン(旅行代金4,001円以上の旅行に限る)
利用の流れ	① 旅行日当日、宿泊施設等がQRコード※1を印刷したカード(以下「QRカード」という。)をキャンペーン利用者へ配付 ② キャンペーン利用者は、スマートフォンで「ぎふ旅コイン」専用のアプリケーションをダウンロードし、カードに記載のQRコードを読み込む ③ QRコードを読み込むと2,000コインがチャージされる ④ キャンペーン利用者は、「ぎふ旅コイン」のアプリケーションにより、登

	録店舗に設置する QR コードを読み取り、支払い金額の分だけコイン数を入力する ⑤登録店舗は、コイン数が正しいか確認する
事業期間	キャンペーン開始の日 ～ 令和3年12月31日（金）
コイン 配付期間	キャンペーン実施の期間 ※キャンペーンは、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、その都度、実施及び実施期間を設定します。 ※QR カードの配付は12月30日（木）チェックイン（日帰り旅行の場合は12月30日（木）出発）分まで ※QR コードの読み取り期限は、12月30日（木）23時59分まで
利用期間	チャージした日の翌月の末日（最終期限は12月31日（金））
利用可能店舗	主として観光客が利用する施設で、ぎふ旅コイン加盟店として登録された店舗
配付対象者	キャンペーンを利用して宿泊または旅行する岐阜県在住者
QR カード額面	2,000 円（1 コイン＝1 円）
QR カードの 配布方法	宿泊のみの場合：宿泊施設がチェックインの際に配付 添乗員付きツアーの場合（日帰り含む）：参加旅行の出発時に添乗員等から配付
登録店舗の負担	登録店舗の負担はございません。

※1「QR コード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

II. 「ぎふ旅コイン」の取扱いに関する注意事項

- ・ 「ぎふ旅コイン」は、登録店舗でのみ利用可能です。
- ・ 盗難・紛失・滅失または偽造・変造・模造等に対して、ぎふ旅コイン事務局は責任を負いません。
- ・ 「ぎふ旅コイン」の取り込みや換金に失敗した場合は、登録店舗の自己責任となります。
- ・ QR カードの第三者への交換又は売買、譲渡、現金との引き換えはできません。
- ・ 商品返品の際の返金はできません。
- ・ ぎふ旅コインは、キャンペーン利用者限定です。宿泊施設は、QR コードの管理及び宿泊キャンペーン利用者に対してチェックインの際の QR カード配布にご協力をお願いします。QR コード配布にかかるマニュアル等は別途送付いたします。

III. 「ぎふ旅コイン」対象施設及び商品・サービス

- ・ 主として観光客が利用する施設（宿泊施設、販売店、飲食店、体験施設等）及び観光目的で利用する交通機関（鉄道、バス、タクシー、レンタカー）
- ・ ただし、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店、コンビニエンスストアを除きます。

宿泊施設	施設内のお土産、飲食、日帰り入浴等	
販売店	土産品店、食品・雑貨店、伝統工芸品の販売店、道の駅、酒蔵、ガソリンスタンド等	
飲食店	飲食店、料理店、喫茶店、菓子店、居酒屋等（テイクアウト含む）	
体験施設等	工芸体験 乗り物体験 食体験 アウトドア体験 レジャー施設 博物館等 日帰り温泉	陶芸、紙漉き、クラフト等 カヤック、自転車、遊覧船等 そば打ち、ブルーベリー狩り、野菜収穫等 ラフティング、バーベキュー、乗馬等 鍾乳洞、ゴルフ場、ロープウェイ等 博物館・美術館・動物園・水族館等入館料 日帰り温泉入館料
交通事業者	鉄道 バス タクシー レンタカー	観光列車、企画きっぷ等 観光施設割引付乗車券、企画きっぷ等 観光タクシー、行先が観光施設、旅館等 観光目的で利用するもの

※ 飲食店は、食品衛生法の営業許可事業者であることを要件とします。

※ 体験・アクティビティは、必要な資格を取得していること及び賠償責任保険・傷害保険に加入をお願いします。

・ 以下の商品やサービスは利用対象外とします。

- （ア）宿泊代金の支払い
- （イ）カラオケ、ライブハウス利用等代金
- （ウ）現金との換金、金融機関への預け入れ
- （エ）商品券、ガソリン券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、県外等に広く流通するプリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- （オ）IC カード等のいわゆる電子マネーへの入金
- （カ）株式・先物・宝くじなどの金融商品
- （キ）通信販売による支払い
- （ク）事業活動に伴い使用する原材料、機器類および仕入れ商品等の支払い
- （ケ）国や地方公共団体への支払いおよび公共料金などの支払い
- （コ）たばこの購入に対する支払い
- （サ）その他、ぎふ旅コイン事務局が指定するもの

3. 「ぎふ旅コイン」登録店舗の募集概要について

I. 参加資格

・ 岐阜県内に事業所・店舗等を有する者

※岐阜県外に本店がある場合でも、県内の店舗等があれば県内店舗のみ対象とします。

- ・ 主として観光客が利用する施設（宿泊施設、販売店、体験施設等、飲食店）および観光目的で利用する交通機関（鉄道、バス、タクシー、レンタカー）とします。

ただし、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店、コンビニエンスストアを除きます。

- ・ 「ぎふ旅コイン」のアプリケーション（電子）を使って料金の精算ができる者。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び岐阜県の定める「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（宿泊施設用）」を遵守し、感染症防止対策を徹底するとともに、行政からの要請に従うことを誓約する者。

ただし、次の（ア）～（ケ）に該当する事業者を除きます。

（ア）「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）の許可・届出の対象となる店舗（同法第 3 3 条第 6 項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者。ただし、主として観光客を対象に営業する施設であって、温泉街のスマートボール場、射的場等、地域の観光協会等が特に重要と認める場合は、事務局による事前の承諾を受けて利用対象とすることができる。

（イ）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者

（ウ）2.Ⅲ（ア）～（コ）に記載する利用対象外となる商品・サービスのみを取扱う者

（エ）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店または営業所を代表する者。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

（オ）暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき

（カ）役員等が自社・自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用しているとき

（キ）役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与しているとき

（ク）役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

II. 「ぎふ旅コイン」登録店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (ア) 国及び地域が定めている新型コロナウイルス感染防止対策を遵守してください。
- (イ) 登録店舗であることが明確になるように販売ツール(ポスター、ステッカー)を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (ウ) 利用者がコインを使用する場合は、店舗の QR コードを提示し、決済額に誤りがない事を確認してください。
- (エ) 決済にあたっては、必ず決済音が鳴ったことを確認するとともに、登録専用ページにて利用額の決済履歴を確認してください。
- (オ) 他のポイントの交換および売買は行わないでください。
- (カ) 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたコインのみ換金可能です。
- (キ) 「ぎふ旅コイン」の円滑な運営に努め、万一、不正利用を発見した場合は速やかに事務局へ報告するとともに、事務局等の行う調査や捜査機関の行う捜査に協力してください。

III. 申込みから登録まで

(ア) 申込方法

参画店舗登録希望者は「募集要項」に同意のうえ、『ぎふ旅コイン加盟店』参加申込書兼誓約書に必要事項を入力または記入し、下記の方法で申請してください。

「ぎふ旅コイン」参加店舗申込み専用フォームから登録

URL : <https://www.kankou-gifu.jp/article/gifutabicoïn/top/>

※インターネット環境がない場合は、「ぎふ旅コイン事務局」までお問い合わせください。TEL : 058-213-4655

※県内に複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに申込みをお願いします。

※さるばるコインを取扱う店舗は、添付書類等を一部省略できます。

別途、飛騨信用組合から申請方法をご案内します。

(イ) 申込期間

令和3年8月17日(火)～令和3年9月8日(水)

※申込期間終了後も随時受け付けます。

(ウ) 登録

申込みいただいた事業者については、ぎふ旅コイン事務局の審査を経て、参加店舗として登録いたします。登録された事業者にはスターターキット（マニュアル・ステッカー等）を送付します。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には事務局の審査により登録を取り消す場合がございます。

- ✓ 申込内容に虚偽・不備等があった場合
- ✓ 事務局が登録を取消すると判断した場合

(エ) その他 留意事項

- ✓ 登録店舗の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は「ぎふ旅コイン」が使える店舗として専用アプリケーションに掲載いたします。
- ✓ 登録店舗向けのマニュアル・ステッカー等を作成し、9月中旬より順次郵送いたします。
- ✓ 詳細は参画店舗マニュアルをご確認ください。
- ✓ 募集要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や参加店舗の登録取消のほか、損害金の発生等が生じた際には請求する場合があります。
- ✓ 募集要項に記載されていない事項および定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。

IV. 換金について

物品の販売または役務の提供等の取引においてコインを使用し、取引を行なった登録店舗への換金(精算)は、以下のとおりです。

(ア) 方法

システムから抽出した利用実績により、指定の口座へ振り込みます。

※事業者からの請求は必要ありません。

(イ) 時期

月末締め、翌月20日頃を目途に振り込みます。

(ウ) 振込手数料

振込手数料等は事務局が負担いたします。

4 その他

- ・ 事務局により、本要項記載事項が変更される場合があります。予めご了承ください。
- ・ 「ぎふ旅コイン」は、10月実施をめどに準備を進めていますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、延期または中止となる場合があります。
- ・ 本要項に定めない事項については、事務局にて決定します。

ぎふ旅コイン事務局

(地域限定電子クーポン推進共同企業体／幹事：株式会社 JTB 岐阜支店)

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南1丁目11-12 岐阜県水産会館2階

TEL： 058-213-4655 電話受付時間：平日 10時～17時

FAX： 058-213-4660

土日祝日 10時～17時 (10月以降)

E-mail： gifutabicoi01@gmail.com

〔利用店舗登録から精算までの流れ〕

